

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：道路法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 6 号）

規制の名称：（1）歩道における占用の禁止又は制限（道路法第 37 条関係）
（2）占有物件の維持管理義務の創設（道路法第 39 条の 8 関係）
（3）道路法上の許可等に係る報告徴収・立入検査制度の拡充
（道路法第 72 条の 2 関係）

規制の区分：新設、改正、拡充、緩和、廃止

担当部局：国土交通省道路局路政課

評価実施時期：令和 6 年 3 月 29 日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

（1）歩道における占用の禁止又は制限

事前評価時点において、歩道のある道路法（昭和 27 年法律第 180 号）上の道路（以下「道路」という。）で対面・背面通行中に発生した歩行者と自動車や自転車等による交通事故件数（以下「事故件数」という。）は、平成 28 年度に 740 件に達し、これらの事故については、幅員が著しく狭い歩道において、歩行者や車いす利用者の安全かつ円滑な通行が、占有物件によって妨げられることが一因となっていた。このため、道路管理者は、幅員が著しく狭い歩道について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合に、道路の占用の禁止又は制限を行うことができることとした。

事後評価時点においても、事故件数を減少させることの必要性に変化はなく、社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現もない。

（2）占有物件の維持管理義務の創設

事前評価時点において、道路における占有物件に起因する路面陥没件数（以下「路面陥没件数」という。）は平成 28 年度で約 2,900 件であり、下水道の管路の損壊による道路陥没等、占有物件の維持管理が適切になされていないことにより道路構造や交通への支障が生じていた。このため、道路占有者は、国土交通省令で定める基準に従い、占有物件の維持管理をしなければならないこととするとともに、道路管理者は、道路占有者が当該基準に従っていないと認めるときは、措置命令ができることとした。

事後評価時点においても、道路占有者が占有物件を適切に維持管理する必要性に変化はなく、

社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現もない。

(3) 道路法上の許可等に係る報告徴収・立入検査制度の拡充

事前評価時点において、道路法に基づく占用許可や自動車専用道路に係る連結許可、道路管理者以外の者による道路に関する工事の承認等には、報告徴収・立入検査の規定は設けられておらず、上記事項について確実かつ適切に実施される担保がないために、道路利用の安全性等に支障が生じる可能性があった。このため、道路管理者は、道路法に基づく占用許可や自動車専用道路に係る連結許可をはじめとする道路法に基づく許可等を受けた者に対して、道路管理上必要な報告徴収・立入検査を行うことができることとした。

事後評価時点においても、報告徴収・立入検査の必要性に変化はなく、社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現もない。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

(1) 歩道における占用の禁止又は制限

事前評価時点においては、幅員が著しく狭い歩道において、占用物件が歩行者や車いす利用者の安全かつ円滑な通行への支障となり、歩道から歩行者がはみ出て通行することによる自動車や自転車等との事故の発生や、歩道において歩行者と車いすや車いす同士がすれ違うことができない等の問題が継続するという状況をベースラインとして設定していた。

事後評価時点においても、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じておらず、ベースラインに変化はない。

(2) 占用物件の維持管理義務の創設

事前評価時点においては、占用物件の維持管理について、占用物件に係る個別の事業法等がある場合には当該事業法に基づき行うこととされている他は、道路法では特段の規定が設けられておらず、道路構造の損傷防止については、道路管理者の指導や道路占有者による自主的な取組に委ねられていたところ、占用物件の維持管理が適切に行われていないことにより道路構造の損傷等が発生し、道路の交通機能の阻害が生じるという状況をベースラインとして設定していた。

事後評価時点においても、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じておらず、ベースラインに変化はない。

(3) 道路法上の許可等に係る報告徴収・立入検査制度の拡充

事前評価時点においては、道路占有者による占用物件の適切な維持管理の実施や道路管理者以外の者による道路に関する工事の承認等の実効性を確保することができない状態が継続するという状況をベースラインとして設定していた。

事後評価時点においても、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じておらず、ベースラインに変化はない。

③ 必要性の検証

(1) 歩道における占用の禁止又は制限

事前評価の実施以降、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、事前評価時点には想定していなかった影響も発現していないため、ベースラインに変化はない。

これを踏まえ、幅員が著しく狭い歩道について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るためには、歩道における占用の禁止又は制限を行う必要性は引き続き認められる。

(2) 占用物件の維持管理義務の創設

事前評価の実施以降、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、事前評価時点には想定していなかった影響も発現していないため、ベースラインに変化はない。

これを踏まえ、占用物件の維持管理が適切になされていないことによる道路構造や交通への支障を防ぐためには、道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、占用物件の維持管理をしなければならないこととともに、道路管理者は、道路占用者が当該基準に従っていないと認めるときは、措置命令ができる必要性は引き続き認められる。

(3) 道路法上の許可等に係る報告徴収・立入検査制度の拡充

事前評価の実施以降、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、事前評価時点には想定していなかった影響も発現していないため、ベースラインに変化はない。

これを踏まえ、道路占用者による占用物件の適切な維持管理の実施や道路管理者以外の者による道路に関する工事の承認等の実効性を確保するためには、道路法上の許可等に係る報告徴収・立入検査の規制を行う必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

(1) 歩道における占用の禁止又は制限

事前評価時点では、①既設の占用物件の撤去・移設に要する費用（移設においては、道路の占用による場合は当該許可申請に要する費用、道路区域外に設置する場合には土地の賃借料等が発生）、及び、②占用物件の新設に要する追加的費用（道路の占用による場合は当該許可申請に要する費用、道路区域外に設置する場合には土地の賃借料等が発生）が本措置に伴い発生する遵守費用として想定していたところ、占用の禁止又は制限の実施内容は、道路構造や道路交通の状況、

沿道状況等の個別具体の状況によって異なるため、これらの費用については事後評価時点においても引き続き、一律に定量的に示すことは困難である。

(2) 占用物件の維持管理義務の創設

事前評価時点では、創設された占用物件の維持管理義務について、通常行われるべき水準の点検等が実施されていれば、追加的な遵守費用は生じないと想定していたところ、従前から適切な管理を行っていた道路占用者においては追加的な費用は生じず、事前評価時点と同様である。

(3) 道路法上の許可等に係る報告徴収・立入検査制度の拡充

事前評価時点では、報告徴収及び立入検査に対応するための費用が生じることがあると想定していた。一方で、その発生する遵守費用は、下記二点より軽微であると考えられる。

①報告徴収及び立入検査は、必要な場合に限り行われるものであり、定常的に行うことは想定されないため、当該費用は軽微であると考えられること。

②制度拡充以前より、許可等を受けた者に対して、事業や工事状況等の任意的な報告・検査を行っていたことから、報告徴収・立入検査制度の拡充により追加的に発生する遵守費用は軽微であると考えられること。

ただし、その具体的な費用については、報告徴収・立入検査が行われる状況・内容によって異なるため、一律に定量的に示すことは困難である。

⑤ 「行政費用」の把握

(1) 歩道における占用の禁止又は制限

道路管理者において、占用の禁止又は制限を行う区域の指定等の実施事務に要する費用が発生しているところ、事前評価時点の想定との乖離はない。具体的な費用の額については定量的に把握することは困難であるが、増加した事務は既存の体制で実施しており、発生した行政費用は軽微であると考えられる。

(2) 占用物件の維持管理義務の創設

道路管理者において、適切に維持管理を行っていない道路占用者に対する措置命令の実施等に要する費用及び道路占用者が適切に維持管理を行っていることの確認に要する費用が発生しているところ、事前評価時点の想定との乖離はない。具体的な費用の額については定量的に把握することは困難であるが、増加した事務は既存の体制で実施しており、発生した行政費用は軽微であると考えられる。

(3) 道路法上の許可等に係る報告徴収・立入検査制度の拡充

道路管理者において、報告徴収及び立入検査の実施に要する費用が発生しているところ、事前評価時点の想定との乖離はない。具体的な費用の額については定量的に把握することは困難であ

るが、増加した事務は既存の体制で実施しており、発生した行政費用は軽微であると考える。

⑥ 効果（定量化）の把握

（１）歩道における占用の禁止又は制限

本措置の実施により、幅員が著しく狭い歩道において、歩行者や車いす利用者の安全かつ円滑な通行の確保及び歩道から歩行者がはみ出て通行することによる歩行者と自動車や自転車等との交通事故を防止することができるという効果を想定していたところ、本措置による規制の拡充前の事故件数（平成 28 年度）と規制の拡充後の事故件数（令和 4 年度）の件数を比べると、594 件減少（740 件→146 件）しており、歩道における占用の禁止又は制限によって、道路管理者による占有に係る適切な管理が行われ、安全かつ円滑な通行が可能な歩行空間が確保されたことが、事故件数減少の一つの要因になっており、事前評価時点における効果の想定との乖離はない。

ただし、事故件数については、占有物件に起因しないものも考えられることから、本措置による直接的な効果の定量的な把握は困難である。

（２）占有物件の維持管理義務の創設

本措置により、占有物件の維持管理が適切に実施されないことによる占有物件の破損を原因とする道路の陥没、路面下空洞等の発生防止及び道路陥没等を原因とする道路交通機能の阻害防止という効果を想定していたところ、規制の創設前の路面陥没件数（平成 28 年度）と規制の創設後の路面陥没件数（令和 3 年度）の件数を比べると、1,080 件減少（2,872 件→1,792 件）しており、占有物件の維持管理義務の創設によって、占有物件の適切な維持管理が行われたことが、陥没件数の減少の一つの要因になっており、事前評価時点における効果の想定との乖離はない。

ただし、路面陥没件数の減少については、その要因は占有物件の老朽化対策の実施等も考えられることから、本措置による直接的な効果の定量的な把握は困難である。

（３）道路法上の許可等に係る報告徴収・立入検査制度の拡充

本規制の拡充により、道路法に基づく占有許可や自動車専用道路に係る連結許可、道路管理者以外の者による道路に関する工事の承認等に係る条件等の遵守状況等について、より正確に把握・確認できることになる。加えて、遵守状況等について問題があれば、道路管理者による監督処分が可能となり、許可や占有物件の維持管理義務の実効性を確保できるという効果を想定していたところ、路面陥没件数について、規制の拡充前の路面陥没件数（平成 28 年度）と規制の拡充後の路面陥没件数（令和 3 年度）の件数を比べた場合に 1,080 件減少（2,872 件→1,792 件）している。これは報告徴収・立入検査制度の拡充によって、占有物件の許可及び維持管理義務等の実効性が確保されたことが、陥没件数の減少の一つの要因になっており、事前評価時点における効果の想定との乖離はない。

ただし、路面陥没件数の減少については、その要因は占有物件の老朽化対策の実施等も考えられることから、本措置による直接的な効果の定量的な把握は困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

（１）～（３）のいずれの措置についても、上記⑥「効果（定量化）の把握」のとおり、当該規制の効果について、定量化は困難であり、金銭価値化も困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

（１）歩道における占用の禁止又は制限

本措置により、事前評価時点で見込んでいた以外の副次的な影響及び波及的な影響の変化は見受けられなかった。

また、（２）・（３）のいずれの措置においても、本措置による副次的な影響及び波及的な影響の変化は見受けられなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

（１）歩道における占用の禁止又は制限

事前評価時に想定した規制を拡充しない場合の将来の課題は継続しており、ベースラインについて社会経済情勢等の変化による影響は生じておらず、本措置を継続する必要性が認められる。

規制の拡充による費用として、遵守費用については、本措置の実施内容が、道路構造や道路交通の状況、沿道状況等の個別具体の状況によって異なるため、定量化は困難であり、行政費用については軽微である。

一方、本措置は、⑥に記載のとおり安全かつ円滑な通行が可能な歩行空間の確保に資するものであり、人命の保護に関わるものであるところ、本効果は費用を上回るものと考えられる。また、事前評価時点に見込んでいた以外の副次的な影響及び波及的な影響の変化は見受けられなかった。

以上より、本措置は、継続することが妥当である。

（２）占有物件の維持管理義務の創設

事前評価時点に想定した規制を拡充しない場合の将来の課題は継続しており、ベースラインについて社会経済情勢等の変化による影響は生じておらず、本措置を継続する必要性が認められる。

規制の創設による費用として、遵守費用については追加的な費用は想定されず、行政費用につ

いては軽微である。

一方、本措置は、⑥に記載のとおり当該規制の創設に基づく効果が認められる。また、副次的な影響及び波及的な影響の変化は見受けられなかった。

以上より、本措置は、継続することが妥当である。

(3) 道路法上の許可等に係る報告徴収・立入検査制度の拡充

事前評価時点に想定した規制を拡充しない場合の将来の課題は継続しており、ベースラインについて社会経済情勢等の変化による影響は生じておらず、本措置を継続する必要性が認められる。

規制拡充による費用として、遵守費用、行政費用については共に軽微である。

一方、本措置は、⑥に記載のとおり当該規制の拡充に基づく効果が認められる。また、副次的な影響及び波及的な影響の変化は見受けられなかった。

以上より、本措置は、継続することが妥当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。